

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

			指定番号
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
所 要 経 費	入学料	円	
	受講料	円	
	合 計	円	
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
支給決定額	円		
却下する理由			

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日

の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。